

豪雨や台風など自然災害をきっかけにした 住宅修理トラブルに気をつけて！

毎年のように発生する自然災害に便乗した悪質商法について、多くのご相談が寄せられています。不安を感じたときは消費生活センターにご相談ください。

<相談事例>

「屋根に隙間がありますよ。接近してきている台風による被害ということにして保険を申請すれば、自己負担なく修理できますよ。当社で保険申請を代行します」と、自宅に来訪した事業者に言われた。契約を結んだものの不審に思い、加入している保険会社に問い合わせると「経年劣化は保険金の対象ではない」と言われた。うその理由で申請を勧めるなんて悪質だと思う。クーリング・オフするつもりだ。（70歳代女性）

<アドバイス>

- 自然災害ではないのに「保険金を使って自己負担なく修理できる」と勧誘する住宅修理サービスに気をつけましょう。
- 「早く修理しないと台風で倒壊する」などと不安をあおられ契約を急かされても、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりをしてもらい、比較検討しましょう。
- 自然災害を受けたときの保険金の請求は、事業者に代行してもらう必要はありません。加入している保険会社や代理店に連絡しましょう。
- 不審な勧誘を受けたり、不安を感じた場合は、消費生活センターに相談してください。



北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん